

四

三

二 一

○ 行 平 省 令 財 務

發行用振替等の方法  
の適法

の法発号名  
条律行稱及  
項及の根  
び根そ拠記

平成条件等を  
三十十年次年  
五月のと月八  
日より告示  
二十日第三百  
二十三条第  
十一条省令  
に施行する。  
昭和五十七年  
基づき、大藏  
省告示第百六  
号。

一を場で競争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
国定特あ争入。一格替適下へ債項律計号法め営四政四付  
債め別つ入札に以を機用一平、第に一律のに号法回  
市る参て札発によ下競闘を振株二関第一公必一  
場も加、と行一争は受替式十す三平債要第昭  
特の者財同一発価に日け法等三る条成のな四和  
別にご務時と行格付本る一年の法  
參よと大にい競し銀もと  
加るに臣行う以争て行のう。法律第  
者発応がわ。下入行とと  
・行募各れ及一札わす  
第へ限國るび価一れ。の  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定法

## 六

口

イ

發

争非者特国  
入価・別債  
札格第参市  
発競I加場

口イ

入価行争非者特国  
札格行入価・別債  
発競札格第参市  
行争額発競I加場

## 五

方募

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

でた条特千付一會へ額た条のな億つ定う額  
千利第別七国項計平で利第発財七いにち面  
九付一會十債のに成五付一行源千て基、金  
百国項計七に規関三千国項のの五はづ財額  
四債のに億つ定す十五債の特確万、き政で  
十に規関九いにる年百に規例保円額発法八  
七つ定す千て基法度五つ定にを、面行第千  
億いにる九はづ律予十いに關國財金し四四  
円て基法百、き第算五て基する政額た条十  
、づ律九額発四分億はづるた運で利第四  
額き第十面行十～三、き法め營千付一億  
面発四五金し六、千額発律のに四国項円  
金行十万額た条特万面行第公必百債の  
額し六円で利第別円金し三債要十に規

込募各当も各  
み限国ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を圃別応ち  
割内參募應  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申應りい

十 十 三 二	口 イ 一	發	九 八	口 イ	七	
			振額最			払
			替	低行争非者特国入価	込	行
			額	入価・別債札格	金	
			面	札格第參市發競	金	
			位	發競I加場行爭	額	
			金	競I加場行爭	額	

$\frac{1}{100} \times 365 = 3.4$	る定り払募年	額十額	平す額の振	五	千八
	°す算込入○	面錢面	成るの記替	万	九千
	る出金決・	金以金	三。整載法	円	百四
	期し額定五	額上額	十数又の		四十三
	日たにのパ	百の百	倍は規		十三
	に金加通し	円そ円	四の記定		七億
	払額え知セ	にれに	月金録に		七千
	いを、をン	つぞつ	二額はよ		六百
	込第次受ト	きれき	三十に、る		万円
	む二のけ	百の九	三よ最振		
も十算た	円応十	日る低替			
の号式者	募九	も額口			
とにには	価円	の面座			
す規よ、	格九	と金簿			

二十九十八七十六十五十四

払者入払元償償後第初  
込札場利還還の二期期  
期參所金金期利期利  
日加支額限子以子

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
三大銀金五をそ払三  
十臣行額十支の期月  
年から百年払日と二  
四月円三う以し十  
月通知に月。前、日  
二十三つ二六各及  
日をき十月支び  
十三受百日間払九  
日け円に期月  
た者属に二  
すお十  
るい日

額面金額  
 $\frac{100}{100}$   
 $\times$   
 $\frac{0.5}{2}$   
 $\frac{1}{1}$

す次そが金と平  
る号の銀額し成  
期及翌行を、三  
日び営休支次十  
に第業業払の年  
つ十日日う算九  
い六にに。式月  
て号支当たに二  
同に払ただよ十  
じおうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支  
規下は払し払  
定、期た期